

# 愛知県食育推進ボランティア 活動の手引き (2019年度版)

## ◆ ボランティアとして活動するために

食育推進ボランティアとして活動するために、以下の3点をお願いします。

### 1 ボランティア名簿の登録

◇別添の応募登録用紙により、ボランティア名簿を登録してください。

なお、登録には「**個人登録**」と「**グループ登録**」の2つがあります。

登録の種類	内容	提出応募登録用紙
① <b>個人登録</b>	個人で、食育推進の活動をしていただく方	応募登録用紙(個人登録)
② <b>グループ登録</b>	グループを作り、食育推進の活動をしていただく方	応募登録用紙(グループ登録)

※グループに所属しながら、個人としての活動も希望する場合は、グループと個人の両方で登録が可能です。また、複数のグループに所属することも可能です。その場合は、両方の登録用紙を提出してください。

◇応募登録用紙に必要事項を記入し、下記の応募先まで電子メール、ファックス又は郵送で送付してください。

#### 【応募・問合せ先】

・最寄りの農林水産事務所(別紙「愛知県の農林水産事務所」を参照)へ応募してください。

・名古屋市にお住まいの方や広域グループの方は下記に応募してください。

愛知県農業水産局農政部食育消費流通課食育推進グループ(藤井)

〒460-8501 (住所記載不要)

電話:052-954-6396 FAX:052-954-6940 E-mail:shokuiku@pref.aichi.lg.jp

#### 【応募締切】

2019年6月28日(金) 電子メール、ファックスは必着、郵送は当日消印有効

### 2 ホームページへの登録情報(登録名簿)の公表

◇登録情報(登録名簿)の公表を了解いただいた個人又はグループについては、ボランティア名簿のうち、氏名(任意)、グループ名、市町村、活動分野、活動内容紹介の情報を、県の食育 Web サイト「食育ネットあいち」の食育推進ボランティアのページに掲載します。

#### 【「食育ネットあいち」食育推進ボランティア名簿】

[https://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet/support/volunteer\\_meibo.html](https://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet/support/volunteer_meibo.html)

◇個人登録の方で氏名の公表を希望されない方は、登録番号のみを表示しますので、応募登録用紙の「② 活動内容」の氏名(任意)には氏名を記入しないでください。

◇提供、公表していただいたボランティア名簿をもとに、県民の方や市町村からの講師の依頼、活動サポートを行います。

### 3 活動報告書の提出

◇1年間の活動内容について、「活動状況報告書」により報告していただきます。

◇報告の対象となる期間:2019年4月から2020年3月まで

◇報告様式:別添(2020年2月頃に依頼をします)

◇報告書の提出先:最寄りの農林水産事務所、名古屋市にお住まいの方は食育消費流通課

## ◆ ボランティアに登録されると

食育推進ボランティアの皆さんがより効果的に活動できるよう、愛知県食育消費流通課として、様々な活動のサポートを行います。今年度の主なサポートメニューは以下の4点です。

### 1 研修会等の開催

#### ア 地域食育推進ボランティア研修交流会

- ◇内容:食育推進ボランティアの活動に役立つ研修交流会を各農林水産事務所ごとに開催します。
- ◇対象:各農林水産事務所管内在住の食育推進ボランティアの方
- ◇期間:2019年7月から12月までの間に県内7か所で開催予定。  
※別途、御連絡いたします。

#### イ あいち食育いきいきシンポジウム

- ◇内容:県民の皆さんと食育推進の課題について共通認識を図り、食育の取組を効果的に進めるための意見交換等を行います。
- ◇対象:出席を希望する方
- ◇時期:2019年11月に開催予定。  
※別途、御連絡いたします。

### 2 活動の場の提供

#### 講師依頼に対する紹介

- ◇内容:ボランティアの皆さんの情報(ボランティア名簿)を公開し、地域から講師の依頼があった場合は、県が間に入り、御紹介します。
- ◇対象:全ボランティア(依頼者からの指名や講義内容に基づき依頼)
- ◇時期:通年(依頼の都度)

#### 《ボランティア紹介の流れ》

- ①依頼者は、県の食育Webサイト「食育ネットあいち」に掲載されているボランティア名簿から、希望講師を選び、「活動依頼書」を記入し、各農林水産事務所又は食育消費流通課に申し込みます。(ボランティアの方には直接申し込みはされません。)  
↓
- ②各農林水産事務所又は食育消費流通課は、ボランティアの方に依頼内容を伝え、意向確認を行います。  
↓
- ③ボランティアの方の了解後、依頼者にボランティアの氏名や連絡先を伝えます。  
↓
- ④ボランティアと依頼者とで、内容などの詳細を相談してください。  
↓
- ⑤ボランティア活動の実施。  
↓
- ⑥依頼者は、終了後、各農林水産事務所又は食育消費流通課へ「活動報告書」を提出します。

#### 《費用負担について》

- ・基本的には、謝礼はなし、旅費や教材費などの実費は依頼者負担としています。
- ・ただし、所属団体の内規で謝礼が定められている場合など、謝礼をいただく必要がある場合は各農林水産事務所、食育消費流通課から御依頼した際に、遠慮なく申し出てください。各農林水産事務所等から依頼者に対し、その旨御相談いたします。

### 3 活動資料の提供

- ◇内容:活動の際に活用していただける、パンフレットやDVDなどを提供、貸し出します。
- ◇対象:全ボランティア
- ◇期間:通年(依頼の都度)
- 《御提供できる資料等》 食育消費流通課まで御連絡ください。  
※資料のうち、主なものは県の食育 Web サイト「食育ネットあいち」にも掲載されています。

### 4 広報の機会の提供

- ◇内容:食育企画の参加者募集や、ボランティア活動の紹介、ボランティア募集を県の食育 Web サイト「食育ネットあいち」でPRすることができます。
- ◇対象:希望するボランティア(食育消費流通課まで御連絡ください。)
- ◇期間:通年

#### ◆ 参考 愛知県食育推進ボランティア活動事例

- ◇食育全般:
  - ・親子で考える食育と食卓を囲んだ家族団らんに関する講演
  - ・小中高生を対象にした食事バランスガイドの講演 など
- ◇栄養・調理:
  - ・入園前の園児とその保護者を対象にした、手軽にできるおやつ作りの実演
  - ・小学生と保護者を対象に、旬の食材を使った料理教室の開催、味噌づくり など
- ◇生産加工:
  - ・小学生とその保護者を対象にした農業体験
  - ・地元中学生を対象にしたさつまいも作り体験 など
- ◇食文化:
  - ・園児を対象にランチョンマット作りと食事マナーを指導
  - ・小学生を対象とした郷土料理の講演、手作りウインナーの実習 など
- ◇その他:
  - ・地元保育園での食育に関する紙芝居の読み聞かせ
  - ・高齢者を対象にした食育の内容を盛り込んだ劇の上演 など



「あいち食育いきいきプラン」や「食育推進ボランティア」の詳しい情報は

「食育ネットあいち」<https://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet/>

を御覧ください。

